鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月16日

鳥取県知事
平 井 伸 治

鳥取県条例第74号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例(昭和48年鳥取県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び別表の細目の表示に下線が引かれた項、号及び別表の細目(以下「移動項 等」という。)に対応する次の表の改正後の欄中項、号及び別表の細目の表示に下線が引かれた項、号及び別表 の細目(以下「移動後項等」という。)が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に 対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等(以下「削除項等」という。)を削り、移動後項等に 対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等(以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」とい う。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正 後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部 分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改 正後部分を加える。

> 改正後 改正前

(定義)

に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。

(1)~(6) 略

- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年 法律第80号)
- 3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社 3 この条例において「被保険者等負担金」とは、社 会保険各法その他の法令(介護保険法及びこれに基 づく命令を除く。以下この項において「社会保険各 法等」という。)の規定により被保険者等が負担す ることとなる費用(入院時の生活療養に係る費用及 び入院時の食事療養に係る費用並びに社会保険各法 等以外の要綱、要領等の規定により、国又は地方公 共団体の負担による医療に関する給付が行われる場 合にあっては、当該給付の額に相当する額を除 く。)をいう。

(助成)

第3条 略

- 2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の 2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の 合算額とする。
 - (1) <u>別表第1号から第3号までに掲げる者のう</u>

(定義)

第2条 この条例において「社会保険各法」とは、次|第2条 この条例において「社会保険各法」とは、次 に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。

(1)~(6) 略

- (7) 老人保健法(昭和57年法律第80号)
- 会保険各法その他の法令(介護保険法及びこれに基 づく命令を除く。)の規定により被保険者等が負担 することとなる費用(入院時の生活療養に係る費用 及び所得が低額であることその他の事情をしん酌し て規則で定める者以外の者が病院又は診療所 (以下 「病院等」という。)に入院している場合にあって は、入院時の食事療養に係る費用を除く。)をい

(助成)

第3条 略

合算額とする。

- ち、次のいずれかに該当する者(障害者自立支援 法(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定 する自立支援医療の対象となることが明らかであ るにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をし ない者(以下「自立支援医療未申請者」とい う。)を除く。)に係る被保険者等負担金の助成 に要する経費の額の2分の1に相当する額
- ア その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該医療を受ける日の属する年度(当該医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項、次項及び第7項において同じ。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。第7項において同じ。)である者(次号において「市町村民税世帯非課税者」という。)
- イ 境界層該当者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であって、社会保険各法その他の法令の規定による医療給付に係る自己負担、食事の提供若しくは居住等に要する費用の自己負担、福祉サービスその他のサービスに係る利用者負担又は介護保険の保険料についての軽減措置を適用したならば保護を必要としない状態となるもののうち、当該者に該当する旨の証明書(社会保険各法の規定による場合にあっては、当該者に該当することが記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書)を福祉事務所長より交付された者をいう。)
- (2) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当する者に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額(その額が被保険者等負担金の額から一部負担金の額に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額を超えるときは、当該2分の1に相当する額)
 - <u>ア</u> 市町村民税世帯非課税者以外の者(境界層該 当者及び自立支援医療未申請者を除く。)
 - 1 自立支援医療未申請者
- (3) 別表第4号から第6号までに掲げる者に係る 被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分 の1に相当する額(その額が被保険者等負担金の
- (1) 別表第4号から第6号までに掲げる者に係る 被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分 の1に相当する額(その額が被保険者等負担金の

額から一部負担金の額に相当する額を控除した額 の2分の1に相当する額を超えるときは、<u>当該2</u> 分の1に相当する額)

3 前項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63 条第1項第1号から第5号までに掲げる給付を受け た場合にあっては同条第3項第1号に規定する保険 医療機関(以下「保険医療機関」という。)ごと に、同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付を受 けた場合にあっては同項に規定する訪問看護事業を 行う事業所ごとに、それぞれ1月につき健康保険法 第76条第2項及び第3項又は同法第88条第4項及び 第5項の規定により算定された額に100分の10を乗 じて得た額(その額に5円未満の端数があるとき は、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があ るときは、これを10円に切り上げた額)とし、当該 額が次の表の対象者の区分に応じ同表の月額負担上 限額の欄に定める額を超える場合にあっては、当該 月額負担上限額とする。この場合において、医療を 受けた者が障害者自立支援法施行令(平成18年政令 第10号)第35条第1項第1号に規定する高額治療継 続者に該当するときは、当該者の支給認定を受けた 自立支援医療の種類に係るものの一部負担金の額 は、0円とする。

	_	
対象者	月額負担上限額	
	入院の場合	入院以外の場合
ア 市町村民税	5,000円	1,000円
が課されてい		
ない者		
イ ア以外の者	10,000円	2,000円

- 4 第2項第3号の一部負担金の額は、次の各号に掲 3 前項第1号の一部負担金の額は、次の各号に掲げ げる給付の区分に応じ、当該各号に定める額とす る。
 - (1) 健康保険法第63条第1項第1号から第4号ま でに掲げる給付(同項第5号に掲げる給付に伴う ものを除く。) 保険医療機関ごとに1日につき 530円
 - (2) 健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付 保険医療機関ごとに1日につき1,200円
- 5 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合 4 医療を受ける者(老人保健法第17条第1項第5号

- 額から一部負担金の額に相当する額を控除した額 の 2 分の 1 に相当する額 <u>(以下この号において</u> 「補助限度額」という。)を超えるときは、補助 限度額)
- (2) 前号に規定する者以外の者に係る被保険者等 負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当 する額

- る給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 老人保健法第17条第1項第1号から第4号ま でに掲げる給付(同項第5号に掲げる給付に伴う ものを除く。) 同法第25条第3項に規定する保 | 険医療機関等 (薬局を除く。以下「保険医療機関 等」という。) ごとに1日につき530円
- (2) 老人保健法第17条第1項第5号に掲げる給付 保険医療機関等ごとに1日につき1,200円

における当該各号に定める給付に係る第2項第3号 の一部負担金の額は、0円とする。

- (1) 同一の月に同一の保険医療機関において前項 第1号に掲げる給付を5回以上受けたとき 5回 目以降の同号に掲げる給付
- (2) 所得が低額であることその他の事情をしん酌 して規則で定める者(第7項の規定の適用を受け る者を除く。)が同一の月に同一の保険医療機関 において前項第2号に掲げる給付を16日以上受け たとき 16日目以降の同号に掲げる給付
- 正15年勅令第243号)第41条第6項に規定する厚生 労働大臣が定める疾病に係る認定を受けている者 が、同一の月に同一の保険医療機関において受けた 当該疾病に係る第4項第2号の給付に係る一部負担 金の額は、前2項及び次項の規定にかかわらず、1 月につき 1万円 (同令第42条第6項第2号に該当す <u>る者にあっては、2万円)</u>を上限とする。

に掲げる給付を受ける者を除く。)が同一の月に同 一の保険医療機関等において前項第1号に掲げる給 付を5回以上受けるときは、同号の規定にかかわら ず、5回目以降の同号の給付に係る同号の一部負担 金の額は、0円とする。

- 6 社会保険各法の規定により健康保険法施行令(大 5 社会保険各法の規定により健康保険法施行令(大 正15年勅令第243号)第41条第6項に規定する厚生 労働大臣が定める疾病に係る認定を受けている者 が、同一の月に同一の保険医療機関等において受け た当該疾病に係る第3項各号の給付に係る一部負担 金の額は、同項の規定にかかわらず、1万円を上限 とする。
 - 6 医療を受ける者(次項の規定の適用を受ける者を 除く。)の属する世帯の生計を主として維持する者 が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該医 療を受ける者が同一の月に同一の保険医療機関等に おいて受けた第3項第2号に掲げる給付に係る同号 の一部負担金の額は、同号の規定にかかわらず、3 万5千4百円を上限とする。
 - (1) 当該医療を受ける日の属する年度(当該医療 を受ける日の属する月が4月又は5月の場合にあ っては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第 226号)の規定による市町村民税(同法第328条の 規定によって課する所得割を除く。以下この号に おいて同じ。)が課されない者又は市町村の条例 で定めるところにより当該市町村民税を免除され た者(当該市町村民税の賦課期日において同法の 施行地に住所を有しない者を除く。)
 - (2) 当該医療を受ける日の属する月において、生 活保護法第6条第2項に規定する要保護者である 者であって規則で定めるもの
 - る法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の 規定によりなお従前の例によるものとされた同法第 1条による改正前の国民年金法(昭和34年法律第 141号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支

7 <u>別表第4号及び第5号に掲げる者のうち</u>、国民年 7 <u>医療を受ける者が</u>、国民年金法等の一部を改正す 金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34 号) 附則第32条第1項の規定によりなお従前の例に よるものとされた同法第1条の規定による改正前の 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく老齢

福祉年金(その全額につき支給が停止されているも のを除く。)の受給権を有し、かつ、その属する世 帯の生計を主として維持する者が当該医療を受ける 日の属する年度(当該医療を受ける日の属する月が 4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の 地方税法の規定による市町村民税が課されていない 者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町 村民税を免除された者に該当する場合には、第4項 第2号の一部負担金の額は、同号の規定にかかわら ず、保険医療機関ごとに1日につき500円とする。

- 8 第4項第1号の一部負担金の額は、医療を受ける 8 第3項第1号の一部負担金の額は、医療を受ける 者が<u>保険医療機関</u>から受けた給付<u>にあっては、健康</u> 保険法第76条第2項又は第3項の規定により算定し た額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗 <u>じて得た額(その額に5円未満の端数があるとき</u> は、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があ るときは、これを10円に切り上げた額とする。)を 上限とする。
- 9 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保 9 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保 険医療機関は、第3項(健康保険法第63条第1項第 1号から第4号までの給付に係る部分に限る。)、 第4項第1号、第5項第1号及び前項の規定の適用 については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごと に、それぞれ別個の保険医療機関とみなす。

別表(第3条関係)

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害 者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級であ る者として記載されている者<u>であって、次に掲げ</u> るもの
 - ア 前年の所得(当該医療を受ける日の属する月 が1月から6月までの場合にあっては、前々年 の所得)の額(規則で定める者にあっては、当 該所得の額から規則で定める額を控除した額) が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号) に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下 「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じ

て、次の表に定める基準額に満たない者

扶養親族等の数等	基準額	
扶養親族等がない	1,595,000円	
とき		
扶養親族等の数が	1,975,000円	
1人のとき		
扶養親族等の数が	2,355,000円	

給が停止されているものを除く。)の受給権を有 し、かつ、その属する世帯の生計を主として維持す る者が前項各号のいずれかに該当する場合には、第 3項第2号の一部負担金の額は、同号の規定にかか わらず、保険医療機関等ごとに1日につき5百円と する。

- 者が保険医療機関等から受けた給付について老人保 健法第30条第1項の医療に要する費用の額の算定に 関する基準により算定した額を上限とする。
- 険医療機関等は、第3項第1号、第4項、第5項 (第3項第1号の給付に係る部分に限る。)及び前 項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療 以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関等 とみなす。

別表(第3条関係)

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害 者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級であ る者として記載されている者

2人のとき	
扶養親族等の数が	2,355,000円に扶養親族等
3人以上のとき	のうち2人を除いた扶養親
	族等1人につき380,000円
	を加算した額

- イ アに掲げるもののうち、65歳以上75歳未満の 者にあっては、高齢者の医療の確保に関する法 律第50条第2号の認定を受けるための手続を行った者
- (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所により 重度の知的障害者と判定された者であって、前号 ア又はイに該当するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定に より交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神 障害の程度が1級である者として記載されている 者であって、第1号ア又はイに該当するもの

(4) 略

- (5) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子で現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養しているもののうち前年の所得(当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、前々年の所得)について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの並びにこれらの者が扶養している児童
- (6) 小学校就学の始期に達するまでの間にある者

- (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所により 重度の知的障害者と判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定に より交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神 障害の程度が1級である者として記載されている 者

(4) 略

- (5) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同項に規定する配偶者のない男子で現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養しているもののうち規則で定めるもの並びにこれらの者が扶養している児童
- (6) 小学校就学の始期に達するまでの間にある者 (5歳以上の者にあっては、病院等に入院している者に限る。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県特別医療費助成条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において医療に係る医療費の助成を受けている者であって、施行日以後も引き続き当該医療に係る医療費の助成を受けることができるもの(新条例別表第1号から第3号までのいずれかに該当する者に限

る。)及び施行日から平成20年6月30日までの間に新たに医療に係る医療費の助成を受けようとする者(新条例別表第1号から第3号までのいずれかに該当する者に限る。)に係る新条例による助成については、施行日から平成21年6月30日までの間に限り、新条例第3条第2項第1号ア中「当該医療を受ける日の属する年度(当該医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)」とあるのは「平成19年度」と、別表第1号ア中「前年の所得(当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、前々年の所得)」とあるのは「平成18年の所得」とする。